

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水】

河川沿いの低地帯で大雨による浸水が想定されている。特に、三原川水系の本川・支川が放射状に流入している三原平野の河口付近は、地盤標高が低く、洪水時の河川水位より低い土地が広がっており、内水被害が生じやすい地域である。市街地を含む広い範囲で最大1mから3mを越す浸水が想定されている。

【土砂災害】

北部の先山山地、南東部の論鶴羽山地、西の南辺寺山地周辺の傾斜が急な地域では、土石流や地すべりが発生する恐れがある土砂災害警戒区域が指定されている。

【地震】

政府の地震調査研究推進本部によると、南海トラフ地震(M8～M9クラス)が今後30年以内に70%～80%の確率で発生すると言われている。

兵庫県の試算によるとM9クラスの南海トラフ地震が発生した場合、市内は最大震度7の強い揺れに襲われ、市内の建物の内23%が全壊、25%が半壊すると想定されている。

【津波】

兵庫県の行ったシミュレーションによると、M9クラスの南海トラフ地震に伴い発生した津波により、市内沿岸部の964haが浸水し、発災後43分で50cmの潮位上昇(沼島)、72分後には最高8.1m(福良)の津波が到達すると想定されている。

津波被害が想定される福良地区には、南あわじ市の地場産業である素麺製造業者が集積している他、水産加工業者や観光業者も数多くある。

【高潮】

湊や福良などの沿岸部で高潮による浸水が想定されている。特に湊では、河川を遡上した高潮による浸水が、松帆や志知等の低地帯の広範囲に及ぶことが想定されている。

【その他】

過去に発生した大規模な洪水(平成16年、21年、23年)では、下流域の人口密集地域で床上下浸水等の被害が発生している。

参考：南あわじ市ハザードマップ(平成26年発行)

## (2) 商工業者の状況

- ・事業所数 2,702 件
- ・商工会員数 1,573 件

### 【内訳】

	区分	事業所数 (平成 28 年度)	商工会員数 (平成 30 年度)
業種別	建設業	228 ( 8%)	208 ( 13%)
	製造業	342 ( 13%)	313 ( 20%)
	卸売業・小売業	821 ( 30%)	481 ( 30%)
	飲食店・宿泊業	312 ( 12%)	148 ( 10%)
	サービス業	495 ( 18%)	300 ( 19%)
	その他	504 ( 19%)	123 ( 8%)
	合計	2,702 (100%)	1,573 (100%)

※事業所数は平成 28 年経済センサスによる。

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・南あわじ市地域防災計画の策定 (平成 30 年度修正)
- ・南あわじ市総合防災訓練の実施
- ・指定避難所等へ食料・資機材等の備蓄
- ・避難路等の整備
- ・自主防災組織の育成、防災訓練や防災資機材購入等への助成

### 2) 当会の取組

- ・事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・損保ジャパン日本興亜(株)、東京海上日動火災保険(株)と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品 (スコップ、懐中電灯、非常食、常備薬、A E D 等) を備蓄
- ・南あわじ市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・南あわじ市商工会事業継続計画の作成 (R2 年度内に作成)

## II 課 題

現状では、緊急時の取組について 漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。(※現時点では商工会、市の独自のマニュアルは整備されている。) 加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等の職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

## III 目 標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、 当会と当市との間における 被害情報報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業継続力強化計画の必要性を会員に周知し、計画書を作成する支援を行なう。
- ・各種助成制度の活用（兵庫県等の補助金制度の活用）

【事前の対策】

- ①啓発ポスターの掲示（公共施設・金融機関・会員事業所に設置）
- ②啓発チラシを市内に配布（15,700枚）
- ③南あわじ市広報に掲載
- ④防災セミナーの開催 年1回
- ⑤BCP、事業継続力強化作成セミナーの開催 年2回
- ⑥専門家個別相談会 年4回（1回5事業所）

○成果目標

事業所数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
2,702	1,573	R2	20	20
		R3	20	20
		R4	30	30
		R5	30	30
		R6	30	30

※成果目標として1～2年目は支部5件を目標 5件×4支部（三原・西淡・南淡・緑）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する 災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、Facebook、FAX等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

##### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、事業継続計画を作成中

##### 3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損保ジャパン日本興亜(株)、東京海上日動火災保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

##### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ (仮称)南あわじ市事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害(震度5弱以上の地震が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

## < 2. 発災後の対策 >

本市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次のとおり災害応急活動体制をとる。

### 【風水害】（南あわじ市地域防災計画 風水害等応急対策計画より）

組織	設置基準
災害警戒本部	(1)水防指令第1号が発令されたとき (2)大雨、洪水、高潮、強風、波浪注意報のいずれかが発表され、かつ小規模災害が発生し、若しくは災害の発生のおそれがあるとき (3)その他本部長が必要と認めたとき
災害対策本部	(1)暴風、大雨、洪水、高潮、波浪警報のいずれかが発表され、かつ災害対策について特別の措置が必要と認められるとき (2)災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき (3)その他、本部長が必要と認めたとき

### 【地震】（南あわじ市地域防災計画 地震災害応急対策計画より）

組織	設置基準
災害警戒本部	(1)市内で「震度4」の地震を観測したとき（自動設置） (2)「淡路島南部」に津波注意報が発表されたとき（自動設置） (3)その他本部長が必要と認めたとき
災害対策本部	(1)市内で「震度5弱」以上の地震を観測したとき（自動設置） (2)「淡路島南部」に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき（自動設置） (3)その他、本部長が必要と認めたとき ・市内に災害の発生が予想され、その対策を要するとき ・住民の生命、身体、財産に被害を及ぼす災害が発生したとき ・震度5弱に満たない地震であっても、被害の発生状況により市長が必要と認めるとき

・本会は、自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1日以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。)
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

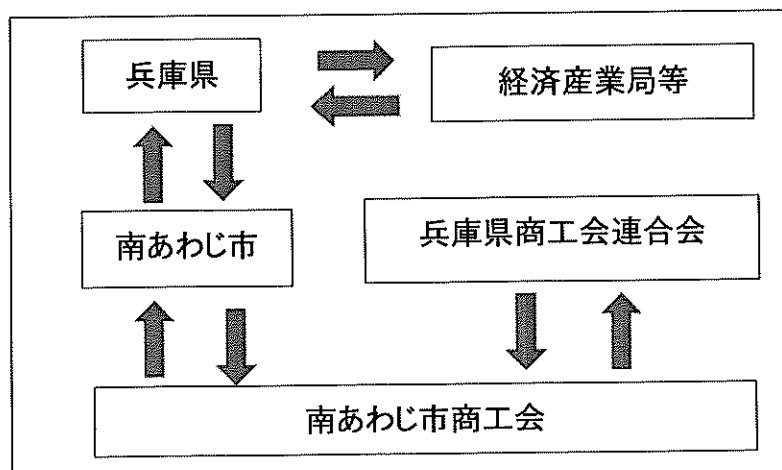
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・被害状況収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各班の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。【地域防災計画 風水害等応急対策計画より（自然3-2-32）】  
商工業関係（商業、工業施設等の被害・復旧状況）  
（担当部）南あわじ市 産業建設部、南あわじ市商工会 経営支援課
- ・当会と当市が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて当会又は当市より兵庫県（窓口は県民局）・兵庫県商工会連合会へ報告する。



#### ＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

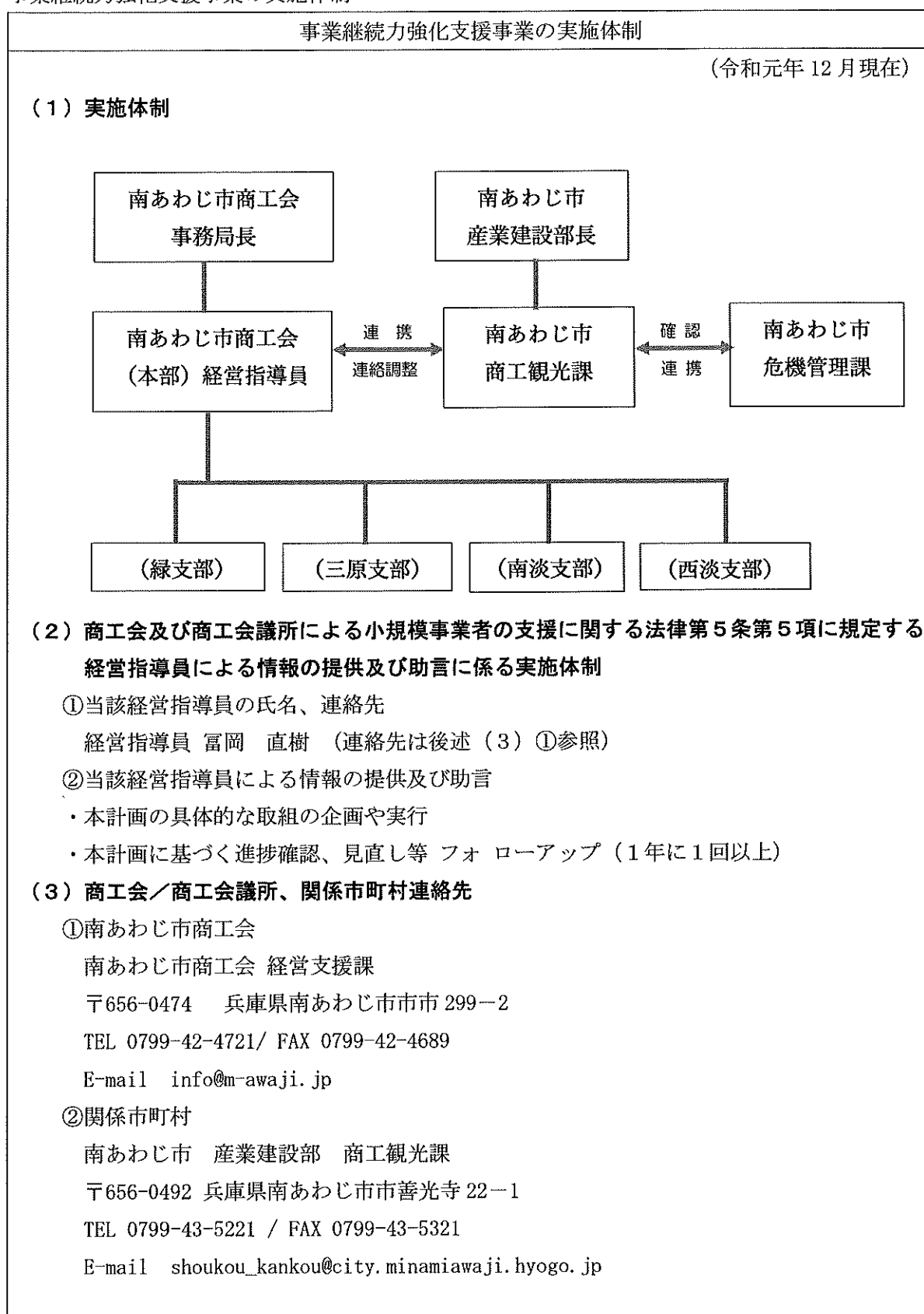
- ・相談窓口の開設方法について、南あわじ市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### ＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域及び近隣商工会・商工会議所からの応援派遣等を兵庫県等に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
専門家派遣費	150	150	150	150	150
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	200	200	200	200	200
チラシ・ポスター作成費	600	600	600	600	600

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会、南あわじ市補助金、兵庫県補助金、雑収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

